

周南市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について

周南市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月4日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

周南市特殊勤務手当支給条例（平成15年周南市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表15 災害応急作業等手当の項支給額の欄中「1,080円」を「1,440円」に、「2,160円」を「2,880円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(参 考)

周南市特殊勤務手当支給条例新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種別	事務の範囲又は支給を受ける者	支給額	種別	事務の範囲又は支給を受ける者	支給額
(略)			(略)		
15 災害応急作業等手当	(1) 重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣され、災害応急業務等に従事した者。ただし、当該手当が支給される場合は他の特殊勤務手当は支給しない。	日額 <u>1,080円</u>	15 災害応急作業等手当	(1) 重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣され、災害応急業務等に従事した者。ただし、当該手当が支給される場合は他の特殊勤務手当は支給しない。	日額 <u>1,440円</u>
	(2) 消防組織法（昭和	日額 <u>2,160円</u>		(2) 消防組織法（昭和	日額 <u>2,880円</u>

現行			改正案		
	<p>22年法律第226号) 第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等に従事した者。ただし、当該手当が支給される場合は他の特殊勤務手当は支給しない。</p>			<p>22年法律第226号) 第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等に従事した者。ただし、当該手当が支給される場合は他の特殊勤務手当は支給しない。</p>	